

対 学校法人東京医科大学損害賠償請求訴訟 一審判決を受けての弁護士意見と控訴のご報告

医学部入試における女性差別対策弁護士団

【事件名】

- 平成31年（ワ）第7175号（第1事件）
- 平成31年（ワ）第10285号（第2事件）
- 令和元年（ワ）第20045号（第3事件）
- 令和元年（ワ）第34529号（第4事件）
- 令和2年（ワ）第11317号（第5事件）

既にメディアで報道されておりますとおり、2022（令和4）年9月9日、東京地方裁判所第610号法廷において、学校法人東京医科大学に対する損害賠償請求訴訟につき判決（以下「本件判決」といいます）が言い渡されたことを受け、弁護士団としての意見等を下記のとおり記載します。

記

第1 訴訟概要

- (1) 原告数：28名（全員女性）（当初は計40名。和解による取下げ11名、その他の取下げ1名）
- (2) 請求額：1億5233万7671円
- (3) 認容額：1826万4603円
- (4) 請求内容：
 - ア 受験感謝料 200万／年度
 - イ 不合格感謝料 500万円／年度
 - ウ 入学検定料 一般入試：6万円／センター利用入試：4万円
 - エ 交通費（付添分を含む）
 - オ 宿泊費（付添分を含む）
 - カ 納付金差額（実際に進学した他大学の学費等の納付金と東京医科大学の納付金との差額）
 - キ 逸失利益（不合格とされたために医師になることが一年遅れたことで生じた一年分の収入損失）
 - ク 予備校費用（不合格とされたために浪人を余儀なくされたことで生じた予備校費用）
 - ケ 弁護士費用（上記各損害合計額の1割相当）

第2 本件判決につき評価できる点

- 1 私立大学においても公法（憲法、教育基本法等）上の規定の趣旨を尊重すべき法的義務があるとした点

本件判決は、被告学校法人東京医科大学が設置する東京医科大学のような「私立」の大学にお

いても、「法律に定める学校」（教育基本法 6 条 1 項）として公の性質を有するものと認められるから、被告は、本件大学の医学部医学科の入学者の選抜に当たっても、憲法並びに教育基本法及び学校教育法を始めとする公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負うものと解される」（判決 8 頁）とした（下線は弁護団において付したもの。以下同じ）。

私立学校法においては、「私立学校の特性にかんがみ、この自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」（同法 1 条）と規定されている。

これは、私立学校が、私人から寄付された財産等によって設立・運営されることを原則とするものであり、それゆえに「建学の精神」や「校風」が尊重され、行政（所轄庁）による規制もそれに応じて（国公立学校に対するそれよりも）制限的であることを示すものといえる。

しかしながら、そのような私立学校といえども、「法律に定める学校」（教育基本法 6 条 1 項）として公の性質を有するのであるから、入学試験によって入学者を選抜するにあたっては、憲法や教育基本法等の「公法」における規定の趣旨を尊重する法的義務を負う、としたところに意義がある（なお、本件判決に先立つ对学校法人順天堂に対する損害賠償請求訴訟（東京地裁令和元年（ワ）16146号）においても、同様の判断がなされている）。

2 属性調整は「公正かつ妥当な方法」による入学者選抜とはいえないと判断した点

本件判決は、上記「公法上の諸規定を尊重すべき法的義務」を前提として、被告が行なった「受験者の性別及び高校卒業年からの経過年数といった属性に応じ、一部の男性受験者だけに加点をするなどして当該受験者の成績順位を高める等」の「属性調整」につき、「性別という自らの努力や意思によっては変えることのできない属性を理由として、女性の受験者を一律に不利益に扱うものであって、性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法 4 条 1 項及び憲法 14 条 1 項の趣旨に反するものというべきであるから、「公正かつ妥当な方法」（大学設置基準 2 条の 2）による入学者の選抜とはいえない」、「本件属性調整を行ったことについて、合理的な理由があったものと認めるに足りる事情は見当たらない。」と判断した（判決 9 頁）。

大学への入学者を選抜するにあたり、「性別」を理由として受験生を不利益に取り扱うことは「公正かつ妥当な方法」による入学者選抜とは言えないと明確に判断した点に意義がある。

また、「合理的な理由があったものと認めるに足りる事情は見当たらない」という判示からは、性別を理由とする不利益取扱いが「合理的なもの」として許容される場合は極めて限定的であることを示したものと言える。

3 属性調整を公表せずに受験させたことが受験生の受験校選択の自由を侵害するとした点

本件判決は、「属性調整を行っていることを公表することなく、原告らに本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験させた被告の行為は、少なくとも本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害するものとして、原告らに対する不法行為に該当するものと認めるのが相当」（判決 9 頁）とし、「原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼした」ものであるから、「本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず」（判決 20 頁）、

東京医科大学を受験した原告の全員につき慰謝料（受験慰謝料）が発生すると判断した。

属性調整そのものは二次試験（小論文）を受験した受験生についてなされたものであり、一次試験で不合格になった受験生については直接的な影響を与えたものではない（この点、被告は「原告らのうち本件属性調整により合否に影響を受けなかった者には不利益が生じておらず、本件属性調整により法的保護に値する権利又は利益を侵害されたともいえないから、受験慰謝料は発生しない」と主張していた）が、「受験校選択の自由」を侵害し、「他校を受験する機会」を喪失・制約するものとして、一次試験不合格であった原告についても不法行為が成立するとしたところに意義がある。

4 属性調整によって不合格となった原告について（受験慰謝料とは別に）慰謝料（不合格慰謝料）を認めた点

本件判決は、属性調整によって実際に二次試験（小論文）の得点を操作（減点）され、その結果、不合格となった原告について、「自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼしたにとどまらず、本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされ、結果として、同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったことも否定できない」ものであるから、その「精神的苦痛は他の原告らと比べてより大きなものであったといわざるを得ない。」として慰謝料（不合格慰謝料）が発生すると判断した（判決21頁）。

本件訴訟以前から、被告が設置した第三者委員会による検証によって、属性調整の結果として不合格となったという結論が示されていたとは言え、属性調整によって不合格となったことを司法の場において裁判所が正面から認定したところに意義がある。

第3 本件判決につき評価できない点

1 属性調整を「違法」と明言しなかったこと

本件判決においては、上述したように属性調整について「性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項の趣旨に反するものというべきであるから、「公正かつ妥当な方法」（大学設置基準2条の2）による入学者の選抜とはいえない」としながらも、属性調整自体が違法であるとは明言せず、「属性調整を公表せずに受験させたこと」をもって（受験校選択の自由を侵害する）不法行為にあたるとした。

これは、属性調整を「公表しなかった」という部分にフォーカスし、被告が行なった属性調整の本質である「女性差別」に正面から向き合わない判断であって、いわば「お茶を濁した」ものと言わざるを得ない。

また、「予め公表していれば女性差別的な得点の調整をすることも許容される」と解釈する余地を残すものであって、厳しく批判されるべきである。

2 受験慰謝料の額が低廉であること

受験慰謝料につき、受験1年度あたり20万円という金額は「安過ぎる」と言わざるを得ない（なお、前記对学校法人順天堂に対する損害賠償請求訴訟においても受験慰謝料が認められてお

り、その金額は30万円であったが、順天堂訴訟において原告らは控訴していないものの、決してその金額が妥当であるとは考えていない。やはり低廉に過ぎるといふべきである。)

先に述べたとおり、本件の本質は、受験校選択の自由の侵害にとどまらない、正に「女性差別」なのであって、いわば「全人格的な否定」であり、これによって侵害された人格的利益や平等権の重大性に鑑みれば、金20万円という慰謝料は、原告らの精神的苦痛に対する評価として著しく不当であると言わざるを得ない。

また、裁判所が判示したように「自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害」するものと捉えた場合であっても、大学入試、ことに「医学部」という職業選択に直結する、まさに「人生をどのように歩んでいくかにおいて極めて重要な意味を持つ選択」を行なうという場面において、その選択の自由が侵害された精神的苦痛に対する評価としても低いといふべきである。

3 「是正措置」を考慮要素としたこと

本件判決は、受験慰謝料の額を算定するにあたり「被告が、平成31年度の本件大学の医学部医学科の入学試験において、一律に本件属性調整を行うためのシステムを廃止するなどの是正措置を講じたことが認められるところ、これらの事情を含め、本件において現れた一切の事情を考慮する」(判決20頁)と判示している。

被告が「是正措置を講じたこと」につき、慰謝料算定の考慮要素として挙げられていることからすれば、裁判所は、当該是正措置を被告に有利な要素(つまり、減額要素)として位置づけたものと言える。

しかしながら、被告は、長年にわたって女子受験生をその性別を理由として不利益に取り扱ってきたものであるところ、このような差別的な入学者選抜は是正するのが当然であり、慰謝料算定にあたって被告に有利な要素として評価されるべきものではない。

まして、是正措置は「将来の受験生のために」講じられるものであり、既に受験を終えた原告にとっては何ら「救済」にならないから、被告に有利な要素として考慮することは不当と言わざるを得ない。

4 不合格慰謝料の額が低廉であること

本件判決は、属性調整によって(本来ならば合格と判定されるべき)原告を不合格としたことについて、「本件不法行為により自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼしたにとどまらず、本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされ、結果として、同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったことも否定できないものであって」、原告が受けた「精神的苦痛は、他の原告らと比べてより大きなものであったといわざるを得ない。」としたが、不合格慰謝料として認めた金額は150万円にとどまった(なお、被告が合否につき再判定を行なったのは平成29年度及び30年度入試についてのみであり、それ以前の年度における受験生については再判定をしていない。そのため、平成28年度以前の受験生であって、第三者委員会が作成(復元)した名簿によれば「繰上げ合格した最低順位の受験生より上位であった原告」については、合格の蓋然性が低いとして、不合格慰謝料を100万円とした)。

裁判所は、「同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったことも否定できない」ことを（一次試験で不合格となった）他の原告より精神的苦痛が大きい理由として挙げている。

しかしながら、属性調整によって二次試験（小論文）の得点を実際に減点され、その結果、本来ならば合格と判定されるべきであったにもかかわらず不当に不合格とされたこと自体が、公正・公平であるべき入学者選抜の根幹を歪め、原告の人格的利益を侵害し、多大な精神的苦痛を与えたのであるから、裁判所は正面からこれを認め、それに相応する慰謝料を認めるべきである。

5 納付金差額等を損害として認めなかったこと

本件判決においては、属性調整により不合格となったため、他大学医学部へ進学した原告が（東京医科大学に進学していた場合よりも）多く支払った学納金、翌年度の受験のために通った予備校の費用、医師になるのが遅れたために生じた逸失利益（医師の平均賃金1年分）について、「被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなかった」のであるから、（受験した年度に）東京医科大学へ入学することを前提とした損害が生じたとはいえない、と判断された。

不法行為の被害者に生じた「損害」とは、「不法行為がなかったならば必要なかった支出」（いわゆる「積極損害」）、あるいは、「不法行為がなかったならば得られていた利益」（逸失利益等のいわゆる「消極損害」）をいうとされているところ、本件においては、裁判所が、「属性調整を公表せずに受験させたこと」を不法行為と認定し、不法行為がなかった状態を「属性調整が公表された形での入学者選抜」と考えたために、東京医科大学への入学を前提とした損害が認められなかったものと思われる。

しかしながら、被告が行なった属性調整は、性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項の趣旨に反するものである以上、「属性調整が公表された形での入学者選抜」はあり得ないというべきである。

本件において「不法行為がなかった状態」というのは、被告による属性調整等がなされずに実施された入学者選抜である（属性調整等の影響を排除した形で第三者委員会が作成（復元）した名簿（を前提とした合否判定）が、もっとも近いと言えよう）。

属性調整がなかったならば、意向確認対象者とされた原告、繰上げ合格した最低順位の受験生より上位であった原告は、受験した年度において東京医科大学に合格し、入学していたのであるから、他大学医学部へ進学した原告が（東京医科大学に進学していた場合よりも）多く支払った学納金、翌年度の受験のために通った予備校の費用、医師になるのが遅れたために生じた逸失利益（医師の平均賃金1年分）については、いずれも被告の不法行為によって生じた損害と認められなければならない。

第4 最後に（控訴の報告）

被告が行なった属性調整の本質は、公平性・公正性が厳しく求められる大学入試という場面における直接的な「女性差別」である。原告は、そのような差別がいかにも不当なものであるか、勇気を振り絞って本件訴訟を提起した。

しかしながら、本件判決の内容をみる限り、裁判所はその思いに全く応えていないと言わざるを得ない。日本社会において、「ジェンダー不平等」が社会の至るところに蔓延り、「人権を守る最後

の砦」たる裁判所ですら、それを積極的に是正しようとしないうちには、暗澹たる気持ちを抱かざるを得ない。

女子受験生を、性別を理由として不利益に取り扱うことが、「性別という自らの努力や意思によっては変えることのできない属性を理由として、女性の受験者を一律に不利益に扱うものであって、性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法 4 条 1 項及び憲法 14 条 1 項の趣旨に反するものというべきであるから、「公正かつ妥当な方法」(大学設置基準 2 条の 2) による入学者の選抜とはいえない」と裁判所が明確に認めたことは是としなければならないが、司法手続を通じて人権侵害の被害が回復され、今後、大学入試における性差別の根絶、再発防止を図る上で、損害の実態を直視した慰謝料額が認められるべきである。

そこで、当弁護団では、控訴を希望した原告らを代理し、本日、東京高等裁判所宛の控訴状を提出する。控訴審においても、女性差別の違法性、原告らが侵害された人格的利益の大きさ、被った損害の大きさが正当に評価されるべく、さらに尽力していきたい。

以 上